

県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する規程

昭和32年11月1日

宮城県警察本部訓令第8号

〔県警察に勤務する単純労務職員の給与に関する規程〕を次のように定める。

県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する規程

宮城県警察に勤務する技能労務職員の給与に関しては、技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年宮城県訓令甲第26号。以下「訓令甲」という。）の定めるところによる。ただし、訓令甲第5条に規定する特殊勤務手当の種類は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年宮城県条例第128号）第2条に規定する手当とし、その支給については、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則（昭和33年3月1日本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則（昭和33年12月12日本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和33年8月1日から適用する。

附 則（昭和38年8月1日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和38年8月1日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年7月31日本部訓令第5号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年8月1日から適用する。

附 則（平成12年4月24日本部訓令第12号）

この訓令は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日本部訓令第10号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日本部訓令第11号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。